

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会員の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議（以下「当法人」という。）定款第6条及び第8条に基づき、入会及び退会の要件と手続きについて定めることを目的とする。

(入会の要件)

第2条 当法人の会員になろうとする者は、次の各号の条件を充たしていなければならない。

- (1) 定款第5条第1項の身分にあたる者であること。
- (2) 当法人の定款第3条（目的）に賛同し、定款第4条（事業）に積極的に携わる者であること。
- (3) 第4条各号に定める条件を充たす者であること。

(入会の手続)

第3条 会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書（別紙様式1）及び誓約書（別紙様式2）により入会の申込をし、理事会で審議の上、社員総会の承認を得なければならない。

- 2 前項にかかわらず、「当法人の会員であった者が所属する（所属していた場合を含む。）大学または病院（以下「既存会員大学等」という。）」と同一の既存会員大学等に所属する者については、定款第5条第1項に定める会員資格（学長、学部長または病院長。以下「会員資格」という。）を得た日（以下「就任日」という。）から1ヶ月以内に当法人へ就任日を通知する方法により入会の申込を行い、就任日に社員総会の承認を得たものとみなす。

(審議事項)

第4条 理事会及び総会において、会員になろうとする者から次の各号について内容が分かる書類を提出させ、審議する。なお、下記書類については、会員になろうとする者ごとではなく所属大学で統一の書類の提出を認めるものとする。

- (1) 候補者の所属する大学が、その大学の目的・教育目標を踏まえ、適切な医学教育・研究、診療の組織と環境を整備し、医学教育・研究の質の向上に努めていること。
- (2) 医学教育、医学研究及び診療に関する研究調査並びに会員相互の提携と協力によって、日本の医学及び医学教育の進歩発展に貢献する意思のあること。
- (3) 医学教育と研究と診療を通して広く社会に貢献していること。

(退会の手続)

第5条 退会しようとする者は、別に定める退会届（別紙様式3）を提出しなければならない。

(入会及び退会の時期)

第6条 会員になろうとする者の入会日は、社員総会の承認を得た日とする。

2 退会しようとする者の退会日は、退会届の提出日とする。

3 前項にかかわらず、会員が会員資格を失ったときは、資格を喪失した日をもって退会日とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、社員総会の決議により行う。

附 則 (平成28年5月27日制定)

この規則は、平成28年5月27日から施行する。

附 則 (平成30年5月25日制定)

1 この規則は、平成30年5月25日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条第1項に定める「会員になろうとする者」とは、当分の間、「国が当該大学に対する「設置方針」を定めて新設を認めた私立医科大学・医学部に関しては、完成年度（最初に卒業生を送り出す年度）に於いて、その「設置方針」に合致した運営が的確に実施されている当該医科大学長、医学部長又は病院長」と読み替えるものとする。